中小企業従業員退職金福祉共済制度

退職金

詳しくは裏面へ

制度があります。
・確実
安
簡単
は
人材
は
の
の
事業主様
・

給付実例(令和4年4月1日現在)

掛金納付年	6,000円(6口)	掛金納付年	6,000円(6口)
5年	366,000円	20年	1,518,000円
10年	738,000円	25年	1,990,998円
15年	1,128,000円	30年	2,635,002円

【中退共制度の5つのメリット】

1 退職金の準備が手軽にできます。

支払資金を日頃から準備しておくことにより、事業主は一時に多額な資金を工面する必要がありません。

2 掛金は損金・必要経費になります。

掛金は法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として処理することができます。

3 従業員の確保、定着に役立ちます。

退職金制度は、従業員及び入社希望者にとって大きな魅力になります。従業員の方々に安心して働いていただけるため、定着率が高まります。

4 国の中退共制度と重複して加入できます。

この制度と国の制度の両方に加入すれば、より高額な退職金の支給も可能です。

<u>5 安全かつ確実な制度です。</u>

羽生市の直接運営により、掛金の管理・運営は安全かつ確実です。

中退共制度は、従業員の退職金を前もって準備しておく もので、共済方式を採用しており、少ない掛金でも多く の退職金支給を可能にしています。

羽生市が条例に基づいて実施しますので、有利で安全で確実、管理も簡単です。



毎月の掛金は?

- 掛金は事業所が全額負担します。
- 1口1, 000円で、従業員1人につき最高 6口まで加入できます。
- 途中からでも掛金の増減ができます。
- 毎月の掛金は、口座振替で納付していただきます。

加入資格と方法

- 市内に事業所を有する中小企業従業員 (事業主や事業主と生計を一にする親族など 加入できない場合があります。)
- 共済契約申込書に必要事項を記入の上、初回 掛金を添えて羽生市民プラザ内商工課へ お申込みください。

(2回目以降から口座自動振替となります。)

お問合せ

